

## ◎最低制限価格基準額の算出方法及び算定する際の端数の取扱いについて

令和6年7月1日  
能美市総務部管財課

能美市が発注する工事及び業務委託の最低制限価格基準額の算出方法及び算定する際の端数の取扱いを、以下のとおりとします。

### 1. 端数の取扱い方法

- (1) 下の表の①から④の合算額（千円未満がある場合は切り捨て）に消費税を加算した額を最低制限価格基準額とする。  
 (2) ①から④の各項目の算出の時点で、一円未満の端数がある場合は切り捨てる。  
 (3) 複数の内容が含まれている業務については、区分ごとの算定結果（それぞれの端数処理）の合算額に消費税を加算した額を最低制限価格基準額とする。

工事区分	①	②	③	④
土木工事	直接工事費×0.97	共通仮設費×0.9	現場管理費×0.9	一般管理費×0.68
建築、設備工事	直接工事費の10分の9 ×0.97	共通仮設費×0.9	(現場管理費+直接工事費の10分の1) ×0.9	一般管理費×0.68
下限値又は上限値：10分の7.5又は10分の9.2 これにより算出された額については、千円未満の切り捨ては行わない。（1円未満の端数がある場合は切り捨て）				
業務区分	①	②	③	④
建設コンサルタント	直接人件費	直接経費	その他原価×0.9	一般管理費×0.5
建築、設備設計業務	直接人件費	特別経費	技術料等経費×0.6	諸経費×0.6
補償コンサルタント	直接人件費	直接経費	その他原価×0.9	一般管理費×0.5
測量業務	直接測量費	測量調査費	諸経費×0.5	—
地質調査業務	直接調査費	間接調査費×0.9	解析等調査業務費×0.8	諸経費×0.5
下限値又は上限値：10分の6又は10分の8.1（但し測量業務については10分の6又は10分の8.2 地質調査業務については3分の2又は10分の8.5） これにより算出された額については、千円未満の切り捨ては行わない。（1円未満の端数がある場合は切り捨て）				